

新潟市入札等評価委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、本市の入札及び契約手続きにおける公正性の確保と客観性及び透明性の向上を図るため、新潟市入札等評価委員会（以下「委員会」という。）の開催等に関し必要な事項について定めるものとする。

(委員会の所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本市が発注した工事に関し、入札・契約手続の運用状況等について報告を受けること。
- (2) 本市が発注した工事のうち、委員会が抽出したものに関し、次の事項について意見を述べること。
 - ア 一般競争入札参加資格の設定理由及び経緯
 - イ 指名競争入札に係る指名の理由及び経緯
 - ウ 随意契約とした理由
- (3) 本市が実施する入札・契約制度について意見を述べること。
- (4) 本市が行う調達であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する国際約束の適用を受けるものに関する供給者からの苦情の処理を行うこと。

(委員会の構成等)

第3条 委員会の定数は7人以内とする。

2 委員は、人格が高潔で、入札・契約制度に関し優れた見識を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者のうちから、市長が依頼する。

ただし、建設工事又は建設コンサルタント会社の代表者、役員及び従業員は依頼しないものとする。また、委員の任期中に建設工事又は建設コンサルタント会社の代表者、役員及び従業員となった場合は、委員を辞職したものとみなす。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

6 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されないことがない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けたとき
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられたとき
- (3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長の任期は、委員の任期とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員長は、議長として委員会の進行を行う。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、市長が招集する。

2 市長は、会議の開催場所、日程及び議事をあらかじめ委員に通知しなければならない。

3 第2条第1号から第3号までの事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として、6か月に1回開催する。

4 その他市長が特に必要と認める場合は、会議（以下「臨時会議」という。）を開催することができる。

5 会議は原則として公開し、議事の概要も原則として公表する。ただし、新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）第6条各号に規定する非公開情報が含まれる事項に関する会議は非公開とし、その議事の概要は非公表とする。

(抽出の委任)

第6条 委員会は、第2条第2号の抽出に関する事務を、あらかじめ指名した委員（以下「当番委員」という。）に委任することができる。

2 当番委員は、定例会議において、自ら行った抽出結果について報告を行わなければならない。

(意見の報告)

第7条 委員会は、第2条第1号から第3号までの事務に関して、改善すべき事項等があるときは、必要な範囲で、市長に対して提言を行うことができる。

2 委員会は、前項の提言を行った場合は、原則として公表するものとする。

(委員の排除)

第8条 第2条第2号の事務に関しては、自己または3親等以内の親族の利害に関係のある議事には加わることができない。

(秘密を守る義務)

第9条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、財務部契約課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。